

第7章 景観形成

1. 景観法

景観法とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等様々な措置を講じる、景観についての総合的な法律です。

(1) 景観行政団体^(注1)及び景観計画

景観法では、景観行政を担う主体として景観行政団体を定めています。高知県では県と3市6町が景観行政団体となっています。

景観行政団体は、景観法に基づき、景観計画を定めることができます。また、景観計画は、住民やNPO^(注2)が提案することもできます。景観計画では、対象区域である景観計画区域や当区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定めます。景観計画区域は都市計画区域以外でも定めることができます。

注1) 景観行政団体：都道府県、政令指定都市、中核市及び政令指定都市、中核市以外の市町村で都道府県との協議・同意を得た市町村

注2) NPO：Non Profit Organization（非営利団体）

高知県の景観行政団体及び景観計画の策定の状況

◆景観行政団体への移行状況

高知県、高知市	: 平成 16年 12月 17日
梼原町	: 平成 17年 4月 14日
四万十市、中土佐町、津野町、四万十町	: 平成 19年 9月 20日
本山町	: 平成 24年 4月 1日
南国市	: 令和 元年 5月 7日
いの町	: 令和 4年 3月 30日

◆市町村の景観計画の策定状況

梼原町	: 梼原町景観計画	(平成 20年 6月 19日)
中土佐町	: 中土佐町景観計画	(平成 20年 7月 1日)
津野町	: 津野町景観計画	(平成 20年 7月 17日)
高知市	: 高知市景観計画	(平成 21年 11月 1日)
本山町	: 本山町景観計画	(平成 26年 3月 20日)
四万十市	: 四万十川景観計画	(平成 30年 4月 1日改定)
四万十町	: 四万十町景観計画	(平成 30年 7月 1日改定)

(2) 景観計画区域と景観地区

景観計画区域内では、建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。また、より積極的に良好な景観の形成を図る地区を、景観地区として都市計画で定めることができます（都市計画区域及び準都市計画区域内に限られます）。景観地区内では、建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限を定めることができます。

(3) 景観重要建造物・景観重要樹木

景観行政団体の長は、景観上重要な建築物、工作物、樹木を景観重要建造物や景観重要樹木として指定することができます。これらの現状変更に関しては許可が必要となります。

■ 景観計画区域…四万十川【佐田の沈下橋】 （四万十市）



■ 景観重要建造物…茶堂 （梶原町）



(4) 景観協定

景観計画区域内の一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、きめ細やかな景観形成に関するルールとして協定を締結することができます。

2. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

歴史まちづくり法は、城や神社、仏閣等の歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家、武家屋敷等の歴史的な建造物、そこで営まれる工芸品の製造・販売、祭礼行事等、地域固有の風情、情緒、たたずまいなどと一体となって形成された良好な環境を維持・向上させ、後世に継承するために制定された法律です。

● 歴史的風致維持向上計画

市町村は、国の基本方針に基づき、歴史まちづくりに関する方針や重点区域等を記載した歴史的風致維持向上計画を、国に認定申請できます。計画の認定を受けることにより、歴史まちづくりを進める事業に対して重点的な支援や法律上の特例措置を受けることができます。

高知県では、佐川町が平成 21 年 3 月に「佐川町歴史的風致維持向上計画」の認定を受けています。現在では、「佐川町歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定を受け、引き続き歴史的風致の維持向上を図っています。

■ 佐川文庫庫舎（旧青山文庫）



■ 竹村家住宅



3. 屋外広告物

屋外広告物法は、良好な景観を形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的としています。

高知県では、まちの美観、良好な景観の形成や風致の維持、危害の防止の観点から、屋外広告物法に基づき、「高知県屋外広告物条例」を定め、屋外広告物の規制を行っています。

● 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出又は表示されたもの、並びにこれらに類するものをいいます。

■ 高知県屋外広告物条例

規制		内容
禁止物件	広告を出せない物件	次の物件等には、屋外広告物を掲出してはいけません。 ○橋 ○トンネル ○信号機 ○道路標識 ○ガードレール ○石垣・擁壁 ○街路樹 ○火災報知器 ○郵便ポスト ○電話ボックス ○照明塔 ○送電塔 ○煙突 ○ガスタンク ○銅像 ○記念碑 など
禁止地域	広告を出せない地域	次の地域等では、屋外広告物を掲出してはいけません。 ○第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域 ○景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区等 ○重要文化財、重要有形・無形民俗文化財等 ○自然環境保全地域及び高知県自然環境保全地域等 ○道路区域及び両側 100m 以内の区域 四国横断自動車道の一部 阿南安芸自動車道の一部 高知東部自動車道の一部 県道：安芸物部線の一部 ○河川区域、海岸保全区域及び都市公園等 ○官公署、各種公共施設 ○古墳、墓地、火葬場及び葬祭場等
許可地域	許可がないと広告が出せない地域	次の地域等では、屋外広告物の掲出について許可が必要です。 ○高知市を除く下記市町の都市計画区域 室戸市、安芸市、香美市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、いの町 ○道路区域及び両側 100m 以内の区域 国道：32 号、33 号、55 号、56 号、194 号、195 号、197 号、321 号、381 号の全線 (また、439 号、441 号、494 号の一部) 県道：春野赤岡線、龍河洞公園線、須崎仁ノ線、高知南環状線、横浪公園線の全線 (また、宿毛津島線、窪川船戸線、中土佐佐賀線、香北赤岡線、土佐山田野市線、遠崎野市線、南国野市線の一部) ○JR 四国、土佐くろしお鉄道の両側 100m 以内の区域 ○四国横断自動車道の両側 500m 以内の区域 (そのうち両側 100m は禁止区域) 等

(1) 屋外広告業の登録

屋外広告物を自らが設置する場合以外については、屋外広告業の登録を受けた者でなければ、屋外広告物の表示又は掲出物件を設置することができません。

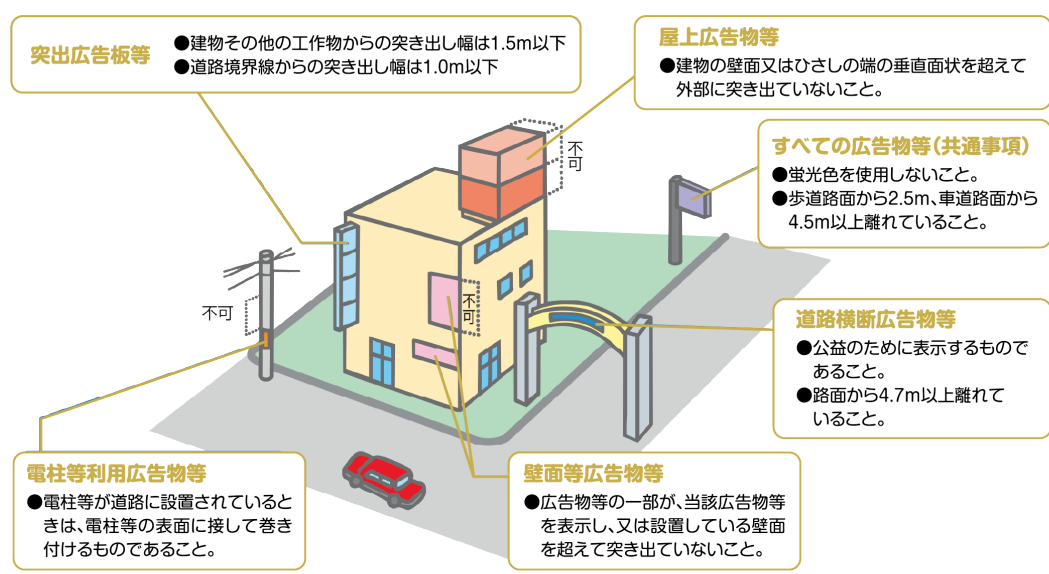
高知県内で屋外広告業を営もうとする者は、高知県知事（高知市内は市長）の登録が必要です。

(2) 管理の義務

屋外広告物の老朽化や腐食による落下事故を防止し、常に良好な状態を保持するため、広告物の表示者、設置者又は管理者は、補修やその他必要な管理を行わなければなりません。

■ 高知県における屋外広告物条例のルール

屋外広告物の種類により守らなければならない規格
(条例第11条)



許可地域等における許可の基準の解説
(条例第12条)

